

下請取引等の適正化に関する 制度について

平成24年11月8日

中小企業庁

目 次

- | | |
|----------------------|-----|
| ○下請代金支払遅延等防止法の変遷について | P 1 |
| ○企業間取引に対する規制の現状について | P 6 |
| ○下請代金法に基づく取締りについて | P 8 |
| ○下請取引の適正化に向けた取組について | P10 |
| ○取引上の相談等の対応について | P12 |
| ○実態調査の結果について | P15 |
| ○制度の見直しの方向性(論点) | P22 |

（１）下請代金支払遅延等防止法の制定について

- 昭和28～29年頃において、朝鮮戦争特需終息後の不況の深刻化により、製造業の下請代金の支払遅延等が経済的、社会的に大きな問題となっていた。
- このため、昭和28年の独占禁止法の改正により不公正な取引方法が新たに禁止され、その一類型として「優越的地位の濫用行為」が指定されるとともに、昭和29年に「下請代金の不当な支払遅延に関する認定基準」が公表され、この中で具体的な違法類型を示して、当該下請代金の支払遅延等の防止を図った。
- 昭和30年は、神武景気の初期にあたり、生産・輸出も好調であったため、本来であれば下請事業者に対する下請代金の支払条件も改善されるはずであったが、実際には、下請事業者への支払条件が逆に悪化したことから、従来よりも厳格で効果的な取締り方法により下請代金の支払遅延等の問題を解決する必要性が高まった。
- このため、効率的かつ効果的に問題を解決する観点から、規制対象とする取引内容を製造委託と修理委託に限定し、親事業者と下請事業者を資本金等の額（1,000万円超か否か）により外形的に定めるとともに、併せて、取引条件が明確となっていないため紛争が生じているケースに対応するために親事業者と下請事業者との取引条件を明記した書面に係る交付・作成・保存を義務づけることなどを内容とした「下請代金支払遅延等防止法」が昭和31年に制定された。
- なお、制定時における親事業者の禁止事項としては、受領拒否、下請代金の支払遅延、下請代金の減額及び返品のみが定められていた。

（２） その後の状況変化と昭和37年、昭和40年改正等について

- 昭和36年秋頃から金融引締めが強化され、下請取引が再び悪化する兆しが見られたことから、昭和37年に、支払期日（親事業者が下請事業者の給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内）の法定化や、交付書面における下請代金の支払期日に係る記載事項の追加、下請代金の遅延利息の法定化などの規制強化を内容とする法改正が行われた。
- また、この改正で、親事業者の禁止事項として、買ったたき、物の購入強制及び報復措置が追加された。
- その後、昭和38年以降の不況を受けて、中小企業の倒産が急増し、昭和39年12月には中小企業の倒産件数が戦後最高を記録するなどの状況に陥ったため、昭和40年に、規制対象にトンネル会社の追加、支払期日の起算日の明確化や勧告対象に遅延利息の支払を追加するなどの規制強化を内容とする法改正が行われた。
- また、この改正で、親事業者の禁止事項として、有償支給原材料等の対価の早期決済や割引困難な手形の交付が追加された。
- なお、中小企業基本法の制定や改正により、中小企業者の資本金の上限が設定・変更されたことを受けて、昭和38年（資本金5,000万円）、昭和48年（5,000万円→1億円）及び平成11年（1億円→3億円）に、親事業者と下請事業者の定義に係る資本金等の基準について、所要の改正が行われている。

（３）その後の状況変化と平成15年改正等について

- その後、経済のソフト化・サービス化、IT化、規制緩和の進展等を受けて、役務についての取引の比重が増大したことなどに伴って、役務の委託取引における優越的地位の濫用の問題が顕在化してきた。特に、事業者間の取引の公正化にとって重要な取引条件の書面化が十分進展していないことや、代金の支払遅延、代金の減額、商品の購入強制などの不当な不利益を与える行為が行われていることなどの実態が指摘された。
- また、ITの発展に伴う電子受発注、サプライチェーン・マネジメント（SCM）による受発注の採用などにより、下請取引を巡る環境も大きく変化してきたため、法制度や運用について見直す必要性が高まった。
- このため、平成15年に、規制対象とする取引内容を情報成果物作成委託や役務提供委託へ拡充するとともに、親事業者の禁止事項として、役務の利用強制、不当な経済上の利益の提供要請や不当なやり直し等を追加するなどの規制対象の拡充等を内容とする法改正が行われた。
- また、この改正で、今まで違反事業者が勧告に従わなかったときに公表が限定されていたのが、必要に応じて違反事業者に対する勧告を公表できるように変更されるとともに、勧告の内容についても、原状回復措置に加えて、再発防止措置などのそれ以外に必要な措置にまで拡大された。

○法制定時～昭和40年

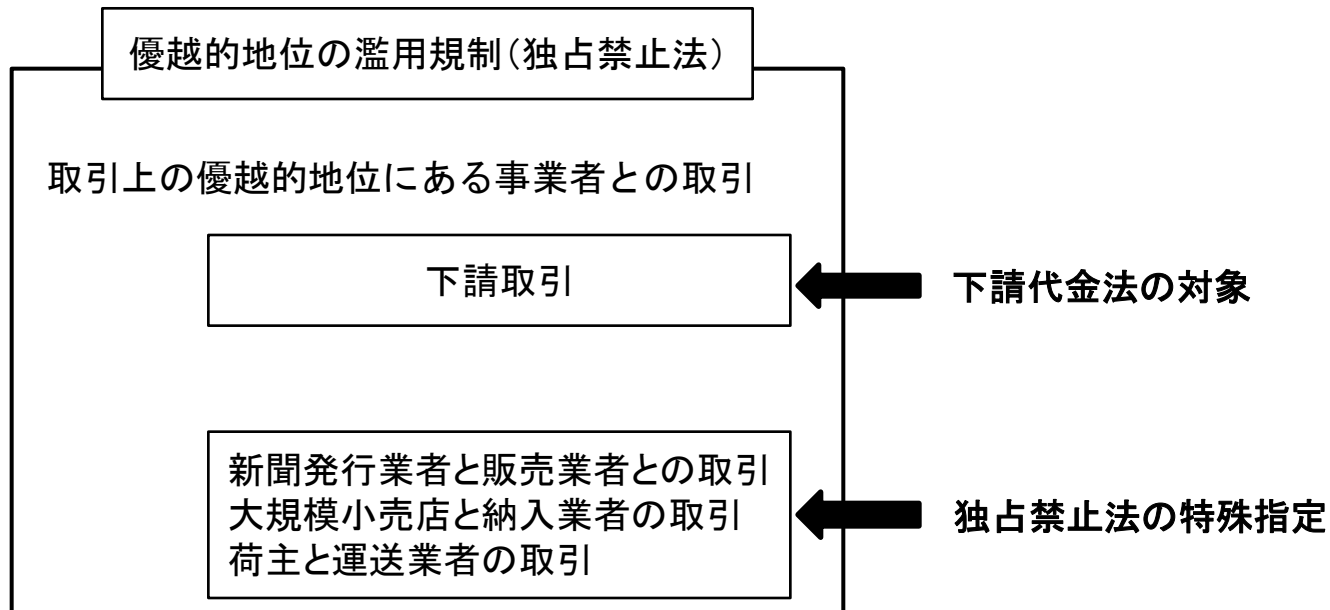
	法制定時 (昭和31年) (1956)	昭和37年 (1962)	昭和38年 (1963)	昭和40年 (1965)
親事業者と 下請事業者 の定義	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【親】 1千万円超</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【下請】 1千万円以下 (個人含む)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【親】 5千万円超</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【下請】 5千万円以下 (個人含む)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【親】 1千万円超 5千万円以下</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【下請】 1千万円以下 (個人含む)</div>	親事業者にトンネル会社規制を導入
対象となる 取引の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○製造委託 ○修理委託 			
親事業者の 義務	<ul style="list-style-type: none"> ○注文書の交付義務 ○書類作成・保存義務 	<p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下請代金の支払期日を定める義務 ○下請代金の支払期日を書面に記載する義務 ○遅延利息支払義務 		
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ○受領拒否 ○下請代金の支払遅延 ○下請代金の減額 ○返品 	<p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○買ったたき ○購入強制 ○報復措置 		<p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 ○割引困難な手形の交付の禁止
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○書類の作成・保存義務違反、虚偽の書類の作成に対し、3万円以下の罰金 			<p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○書面交付義務違反
その他				

○昭和48年～平成15年

	昭和48年 (1973)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)
親事業者と 下請事業者 の定義	<p>【親】 1億円超 → 【下請】 1億円以下 (個人含む)</p> <p>【親】 1千万円超 1億円以下 → 【下請】 1千万円以下 (個人含む)</p>	<p>【親】 3億円超 → 【下請】 3億円以下 (個人含む)</p> <p>【親】 1千万円超 3億円以下 → 【下請】 1千万円以下 (個人含む)</p>		<p>【製造委託、修理委託、情報成果物作成委託（プログラム）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理）】</p> <p>【親】 3億円超 → 【下請】 3億円以下 (個人含む)</p> <p>【親】 1千万円超 3億円以下 → 【下請】 1千万円以下 (個人含む)</p> <p>【情報成果物作成、役務提供委託】</p> <p>【親】 5千万円超 → 【下請】 5千万円以下 (個人含む)</p> <p>【親】 1千万円超 5千万円以下 → 【下請】 1千万円以下 (個人含む)</p>
対象となる 取引の内容				<p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報成果物作成委託 ○役務提供委託 ○金型製造委託
親事業者の 義務				<p>【変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注時に未確定の事項について、事後の書面交付可
禁止行為				<p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○役務の利用強要 ○不当な経済上の利益の提供要請の禁止 ○不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止
罰則				<p>【変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罰金額を50万円以下に引上げ
その他			<ul style="list-style-type: none"> ○電子的方法による発注・取引記録の保存可能に。 (書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律による改正) 	<p>【違反行為に対する措置の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原状回復措置のほか、再発防止措置等を勧告可能に ○勧告に従うか否かにかかわらず公表可能に

○ 取引上の優越的な地位を利用した行為に対する規制

- ・ 独占禁止法における不公正な取引方法の一つとして、取引上の優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）が規制されている。
- ・ 優越的地位の濫用については平成22年1月より課徴金制度の対象となっている。
- ・ 違反行為等を詳細に解説することなどにより優越的地位の濫用の考え方を明確にするため、平成22年11月に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）が策定された。
- ・ また、下請取引における代金の支払遅延等は、独占禁止法の補完法である「下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）」で規制されている。【図表1（P. 7）】



【図表1】 下請取引（下請代金法で規制されている取引）の概要

下請代金法対象範囲の基準 = 取引内容 + 資本金区分

取引内容

- ①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託

資本金区分

〔A: 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託（プログラム）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理）〕

親事業者

下請事業者

資本金3億円超

資本金3億円以下（個人含む）

資本金1千万円超 3億円以下

資本金1千万円以下（個人含む）

〔B: 情報成果物作成、役務提供委託（Aのものを除く。）〕

資本金5千万円超

資本金5千万円以下（個人含む）

資本金1千万円超 5千万円以下

資本金1千万円以下（個人含む）

親事業者の義務・禁止行為

義務

- 注文書の交付義務
- 書類作成・保存義務
- 下請代金の支払期日を定める義務
- 遅延利息支払義務

禁止行為

- 受領拒否の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 返品禁止
- 買ったたきの禁止
- 購入強制・利用強制の禁止
- 報復措置の禁止
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 割引困難な手形の交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

下請代金法の対象となる取引

製造委託

デパートスーパー → 食品メーカー

プライベートブランド食品の製造を委託

修理委託

自動車ディーラー → 修理会社

請け負った自動車の修理作業を委託

情報成果物作成委託

放送事業者 → 番組制作会社

テレビやラジオの番組の制作を委託

役務提供委託

貨物運送業者 → トラック運送業者

請け負った貨物運送業務のうち、一部の経路の業務を委託

下請代金法の対象とならない取引

売買取引

デパートスーパー → 卸売業者

汎用品の納入を卸売業者に発注

カタログ販売（売買取引）

生産機械製造業者 → 電気機器製造業者

生産機械製造業者が製造した製品をカタログに掲載し販売

自己のための役務提供委託

工作機械製造業者 → 清掃業者

工作機械製造業者が自社の清掃作業の一部を清掃業者に委託

同一資本金区分内の委託取引

資本金3億円の事業者 → 資本金5千万円の事業者

同一資本金区分内の事業者同士が製造等の委託取引をする場合

○ 下請代金法に基づく取締りの状況

- ・ 下請代金法は、公正取引委員会と中小企業庁の共管（独占禁止法の特例法という位置づけであるため公正取引委員会が主管）の法律であり、本法律に基づく取締りについては、公正取引委員会と中小企業庁とで分担して実施している。
- ・ 中小企業庁では、不当な取引の端緒をより把握し易くするとともに、下請代金法違反に対する厳正かつ適切な改善指導を実施するため、書面調査や立入検査の件数を増加させてきているが、親事業者による違反行為の件数（おそれを含む）は、依然として減少していない状況である。【図表2(P9)】
- ・ 実際に、中小企業庁では、平成23年度に約25万社に対し書面調査を実施し、この書面調査の結果などから、違反のおそれのある、9,712社に対して指導文書を発出するとともに、1,319社に対して立入検査等を行い、そのうち違反が認められた1,190社に対して改善指導を実施した。【図表2(P9)】
- ・ また、中小企業庁による親事業者に対する改善指導の状況としては、下請代金の支払遅延や減額などの違反行為に対する指導が大部分を占めている。平成23年度には、305社の親事業者に対して、約7億円の返還等を指導した。【図表3、図表4(P9)】
- ・ 一方、公正取引委員会においては、平成23年度に約25万社に対し書面調査を実施し、検査等の結果、違反が認められた4,326件に対して指導を実施した。【図表5(P9)】
- ・ また、公正取引委員会による親事業者に対する勧告・指導の状況としては、下請代金の支払遅延などの違反行為に対する指導が大部分を占めている。平成23年度には、164社の親事業者に対して、約19億円の返還等を勧告・指導した。【図表6、図表7(P9)】

○中小企業庁の取締状況

出典：下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等(中小企業庁)

【図表2】 下請代金法の運用状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
書面調査（社）	130,848	202,096	229,321	249,588	250,098
指導文書（社）	6,954	8,329	8,720	11,770	9,712
立入検査等（社）	979	1,117	1,052	1,224	1,319
改善指導措置（社）	902	1,000	975	1,139	1,190
公取委への措置請求（件）	1	4	2	4	4

【図表3】 減額した下請代金の返還等の状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
減額分の返還及び遅延利息額(万円)	23,074	124,535	40,528	102,057	69,940
返還指導した親事業者数（社）	238	270	257	396	305

【図表4】 改善指導の状況(平成23年度)

内訳	件数
実体規定違反合計	1,024
受領拒否	16
支払遅延	408
下請代金の減額	366
返品	19
買ったたき	37
購入・利用強制	8
報復措置	0
有償材の早期相殺	27
割引困難手形	118
利益提供要請	10
やり直し等	15

内訳	件数
手続規定違反合計	2,067
書面不備・未交付	1,110
書類未保存	957

○公正取引委員会の取締状況

出典：下請代金法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組(公正取引委員会)

【図表5】 下請代金法の運用状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
書面調査（名）	198,376	194,411	237,347	248,212	251,162
指導（件）	2,740	2,949	3,590	4,226	4,326
勧告（件）	13	15	15	15	18

【図表6】 減額した下請代金の返還等の状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
減額分の返還額(万円)	108,804	295,133	48,116	103,145	171,417
返還を行った親事業者数（社）	46	50	61	98	86
遅延利息の支払額（万円）	7,244	23,481	10,790	28,238	16,661
支払を行った親事業者数（社）	68	39	61	89	78

【図表7】 勧告・改善指導の状況(平成23年度)

内訳	件数
実体規定違反合計	2,286
受領拒否	38
支払遅延	1,328
減額	189
返品	34
買ったたき	166
購入等強制	86
報復措置	0
有償材の早期決裁	45
割引困難手形	280
利益提供要請	52
やり直し等	68

内訳	件数
手続規定違反合計	4,528
書面交付義務	3,813
書類保存義務	715

○ 下請代金法の講習会について

- ・ 企業の裾野部分からの法令遵守意識の形成を図るため、毎年、全国各地で、主として親事業者の実務担当者を対象とした講習会を開催することなどにより、下請代金法の違反行為の未然防止を図っている。【図表8】

○ 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」について

- ・ 違反行為が多い業種などでは、親事業者と下請事業者との間で適正な下請取引が行われるようにするため、各業界の特性に応じて、理想的な良い取引関係であるベストプラクティスの例示や、下請代金法等で問題となりうる行為や望ましくない取引慣行の例示などを内容とする「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定している。【図表9】
- ・ また、一部の業種のガイドラインについては、必要に応じて改訂を実施していることに加えて、毎年、全国各地で、業種ごとに上記ガイドラインの説明会を開催することなどにより、下請代金法等の違反行為の未然防止を図っている。【図表10】

【図表8】下請代金法講習会の実績

出典：下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等(中小企業庁)

下請取引改善講習会 開催実績		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調達担当者向け	開催回数	92回	72回	62回	86回
	受講者数	9,887人	7,588人	7,153人	9,941人
経営者層向け	開催回数	—	47回	50回	50回
	受講者数	—	1,833人	1,841人	1,430人

【図表9】下請ガイドライン説明会の実績

ガイドライン説明会 開催実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	469回	341回	243回	238回
受講者数	9,110人	8,307人	6,365人	6,002人

出典：下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等(中小企業庁)

【図表10】ガイドラインの策定状況

- ①素形材産業 ②自動車産業 ③産業機械・航空機等 ④情報通信機器産業 ⑤繊維産業
 ⑥情報サービス・ソフトウェア産業 ⑦広告業 ⑧建設業 ⑨トラック運送業 ⑩建材・住宅設備産業
 ⑪放送コンテンツ ⑫鉄鋼産業 ⑬化学産業 ⑭紙・紙加工産業 ⑮印刷業

○ 「下請取引適正化推進月間」について

- ・ 毎年11月を下請取引適正化推進月間に設定し、全国の親事業者に対して下請取引の適正化に係る要請を文書により行ったり、累犯などの悪質な親事業者に対して特別事情聴取等を実施することなどを通じて、集中的に下請代金法の普及・啓発を図っている。

○ 「下請かけこみ寺」について

- ・ 全国47都道府県（48箇所）に設置している「下請かけこみ寺」において、相談員や弁護士による取引に関する無料での相談対応を実施するとともに、ADR（裁判外紛争解決）手続を実施することにより、中小企業の取引に関する悩みや紛争の解決を支援している。【図表11】

【図表11】 下請かけこみ寺の実績

出典：下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等(中小企業庁)

かけこみ寺事業実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	3,836件	5,142件	4,468件	4,179件
弁護士無料相談	394件	879件	646件	610件
ADR	19件	37件	26件	25件

○ 不当と考えられる取引上の行為に関する相談の状況

- ・ 中小企業では、取引先による不当と考えられる取引上の行為に対して、ほとんどの場合に他者への相談を行っていない。【図表12】
- ・ 他方で、相談を行っている場合の相談先としては、弁護士や司法書士等の専門家が多く、続いて公的機関となっている。【図表13】
- ・ また、公的機関などに相談した結果として、専門家によるアドバイス等を受けて、取引上のトラブルや悩みが解決するなどの一定の成果を上げている事例も多数存在している。【図表14】

【図表12】他者への相談の有無

(単位：%)

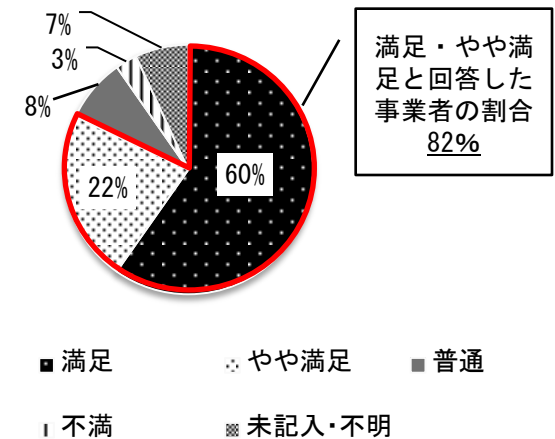
相談した	6.4
相談していない	93.6

【図表13】相談している場合の相談先

(単位：%)

①中小企業庁、経済産業局	7.9
②公正取引委員会、地方事務所	12.7
③下請かけこみ寺	3.5
④「①」、「②」以外の国の機関や、都道府県や市町村等の行政機関	4.4
⑤弁護士、司法書士等の専門家	77.2
⑥商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの中小企業団体	11.4
⑦その他	3.9

【図表14】下請かけこみ寺の満足度



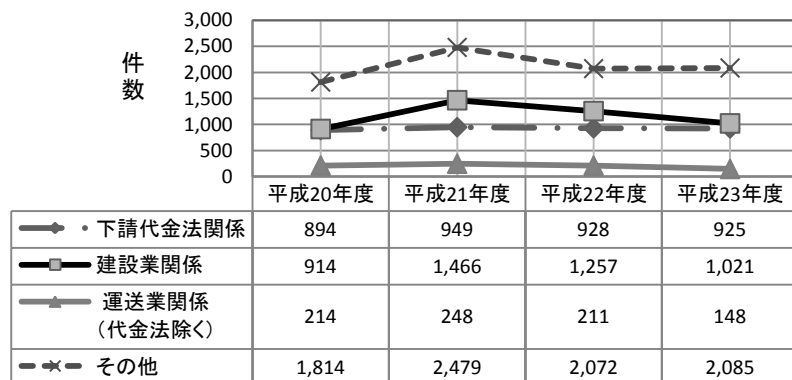
【図表12・13】出典：大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査【中小企業庁】

出典：下請かけこみ寺(ADR・相談)委託事業結果

○ 取引に関する相談対応の現状

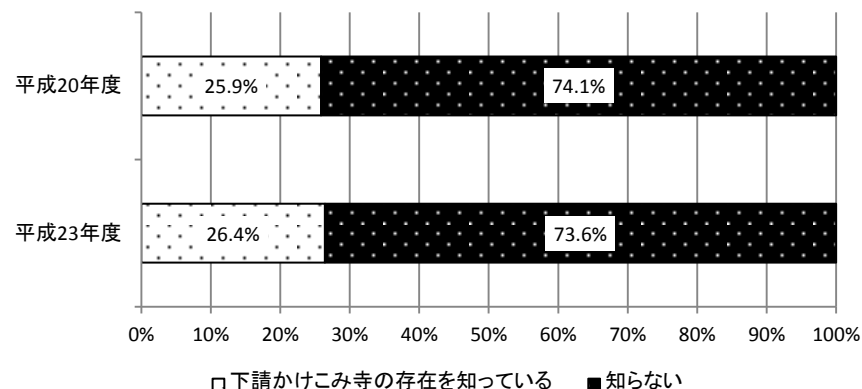
- ・ 中小企業から専門の相談窓口（下請かけこみ寺）へ寄せられている取引に関する相談件数は、年間4,000件以上にも達しており、多くの中小企業では、取引上のトラブルなど様々な悩みを抱えている。【図表15】
- ・ 相談内容としては、建設業関係や下請代金法関係が多くなっており、特に下請構造の中で、立場の弱い中小企業が、取引上の悩みについての相談ニーズが発生している。【図表15】
- ・ 他方で、多くの中小企業では、相談員や弁護士による無料相談を実施している下請かけこみ寺について十分に認識していない状況にある。【図表16】
- ・ このため、潜在的な相談ニーズの効果的な掘り起こしを実施していくとともに、専門家による適切なアドバイス等の実施により実際の問題解決に繋げていくことや相談窓口の秘匿性を高めることなどによる信頼性の向上を図っていくことなどが必要であると考えられる。

【図表15】下請かけこみ寺への相談件数



出典：下請かけこみ寺(ADR・相談)委託事業結果

【図表16】下請かけこみ寺の認知度



出典：発注方式等取引条件改善調査

○ ADR（裁判外紛争解決）の活用状況

- ・ ADRは、裁判ではなく専門的な知識を有する公正な第三者（弁護士）による調停によって双方が納得するまで話し合うことで、企業間の紛争を簡易迅速に解決する制度であり、非公開で行われることなどから、中小企業の取引上のトラブルなどについても、積極的な活用が期待されている。
- ・ 実際に、中小企業庁が全都道府県に設置している下請かけこみ寺では、平成20年度の設置以来、100件以上のADR手続の開始が行われている。【図表17】
- ・ しかしながら、多くの中小企業では、調停の相手である取引先の不参加を理由として手続の開始にまで進めていない。【図表17】
- ・ このため、中小企業におけるADR制度についての理解を深めていくとともに、より使い勝手の良いADR制度の活用の方法を検討していくことが重要であると考えられる。

【図表17】下請かけこみ寺によるADR手続の実施状況

（平成24年10月31日現在）

申立受理件数 （125件）	手続中 （2件）	調停中	2件
	手続終了 （123件）	和解成立	31件
		和解の見込なし	30件
		申立取り下げ	4件
		相手側に参加要請 文書不到達	3件
		相手側不参加	55件

出典：下請かけこみ寺（ADR・相談）委託事業結果

○ 下請取引（下請代金法で規制されている取引）の現状

- ・下請取引の部分については、「“ちいさな企業” 未来会議取りまとめ（平成24年6月16日）」に基づいて、悪質な親事業者に対する取締の検証を行う観点から、本年8月に「大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査」の一部として実施した。【図表18、図表19】

【図表18】「大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査」の概要

1. 目的

中小企業の取引の適正化を進めるための、大企業と中小企業との取引実態の把握

2. 調査方法・調査先

- ・調査票送付による記載方式（選択式）
- ・発送数：建設業を除く、中小企業：20,000社、大企業：5,000社
- ・調査実施期間：平成24年8月1日～8月24日

3. 有効回答数

中小企業：6,275社（回答率 31.4%）／ 大企業：1,669社（回答率 33.4%）

【図表19】“ちいさな企業”未来会議取りまとめ（平成24年6月16日）[抄] P23

（3）販路開拓・取引関係

② 取引関係

（c）取引の適正化への対応

「悪質な親事業者に対して十分な取締を行うことができていないかを十分に検証するとともに、対象を他の取引にまで広げる必要はあるか、また、広げる場合にはどのような範囲に広げることが適切かを調査・検討し、必要な場合には、制度見直しを行うことが適当である。（例えば、流通分野等では、対象がプライベートブランドの製造委託等に限定されているが、これを汎用品にまで広げる必要はあるか等）」

○「大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査」の結果

- ・今回実施した実態調査の結果をみると、下請取引については、下請代金の減額や買ったたき、返品などを中心に、親事業者による下請代金法違反のおそれのある行為が、全体として一定程度（0.1～8.6%）見受けられた。【図表20】

【図表20】 下請取引の下請代金法違反のおそれのある行為の状況（中小企業による回答）

（単位：％）

	違反行為のおそれあり			
	取引全体	大企業との取引	中小企業との取引	不明
①割引困難手形の交付	1.1	0.5	1.7	0.3
②代金の支払遅延	4.3	3.5	4.6	6.8
③代金の減額	8.6	7.3	9.8	8.2
④買ったたき	7.1	6.6	7.9	4.4
⑤有償支給材の早期決済	1.4	1.3	1.5	1.0
⑥返品	8.2	7.6	8.6	10.6
⑦受領拒否	1.5	1.3	1.6	2.7
⑧不当な給付内容の変更及びやり直し	2.9	3.0	2.7	4.5
⑨不当な経済上の利益提供要請	1.6	2.1	1.5	0.3
⑩購入・利用強制	2.1	2.2	2.0	1.7
⑪公取委、中企庁への申告等に対する報復	0.1	0.2	0.1	0.0

出典：大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査【中小企業庁】

○ 下請代金法で規制されていない取引（下請取引以外の取引）の現状

- ・ 下請取引以外の取引については、「“ちいさな企業” 未来会議取りまとめ（平成24年6月16日）」に基づいて、下請代金法の取引対象範囲の拡大等の必要性・適切性を検討する観点から、本年8月に「大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査」として実施した。【図表21】

【図表21】 “ちいさな企業” 未来会議取りまとめ（平成24年6月16日） [抄] P23

（3） 販路開拓・取引関係

② 取引関係

（c） 取引の適正化への対応

「悪質な親事業者に対して十分な取締を行うことができているかを十分に検証するとともに、対象を他の取引にまで広げる必要があるか、また、広げる場合にはどのような範囲に広げることが適切かを調査・検討し、必要な場合には、制度見直しを行うことが適当である。（例えば、流通分野等では、対象がプライベートブランドの製造委託等に限られているが、これを汎用品にまで広げる必要があるか等）」

○ 下請代金法で規制されていない取引（下請取引以外の取引）の現状①

- ・今回実施した実態調査の結果をみてみると、下請取引以外の取引については、発注側の都合により行われ、結果として中小企業が経済的に損害を被る可能性のある行為（懸念行為）が、全体として一定程度（1.5～9.4%）見受けられた。この中で、返品や代金の減額、やり直し要請、経済上の利益提供要請などについては、比較的多く見受けられた。【図表22】
- ・納品～検収～決済までの期間についてみると、下請代金法上違反としている期間※を超えるものが2.3～5.3%存在していた。【図表23】

※下請代金法では、支払期日について、商品等を受領した日から60日以内に定めることとしている。

また、手形期間が120日（繊維業のみ90日）を超える手形の交付は「割引困難な手形の交付の禁止」に違反するおそれがある。

【図表22】懸念行為の現状(中小企業による回答)

(単位:%)

	取引全体	大企業との取引	中小企業との取引
①代金の支払遅延	4.7	3.1	5.9
②代金の減額	6.2	5.9	6.5
③買ったたき	4.1	3.9	4.1
④返品	9.4	9.8	9.3
⑤受領拒否	1.5	1.7	1.2
⑥給付内容の変更及びやり直し	5.6	5.5	5.6
⑦経済上の利益提供要請	5.6	8.1	3.8
・協賛金等負担要請	4.3	6.0	2.9
・従業員派遣要請	1.7	2.5	1.1
・知的財産権無償譲渡等	2.0	2.8	1.3
⑧購入・利用強制	2.8	3.6	2.3

【図表23】納品～検収～決済までの期間

(中小企業による回答) (単位:%)

全 体		検収から決済までの期間				
		即日 ～60日	61日 ～90日	91日 ～120日	121日 ～180日	181日 以上
納品から検収までの期間	即日～10日	54.9	6.9	4.2	2.1	0.3
	11日～20日	3.8	0.8	0.2	0.1	0.1
	21日～30日	12.5	1.1	1.1	0.5	0.0
	31日～40日	4.2	0.5	0.3	0.2	0.1
	41日～50日	0.9	0.2	0.0	0.0	0.0
	51日～60日	1.8	0.3	0.1	0.1	0.0
	61日以上	0.4	0.5	0.4	0.4	0.1

【図表22・23】出典：大企業と中小企業との取引の実態等に関する調査【中小企業庁】

下請代金法上違反とされる期間に相当するもの：2.3～5.3%

○ 下請代金法で規制されていない取引（下請取引以外の取引）の現状②

- 下請取引以外の取引における懸念行為の発生割合（1.5～9.4%）を下請取引と比較すると、下請取引における下請代金法違反のおそれのある行為の発生割合は0.1～8.6%であり、懸念行為の発生割合とは同程度であるものの、それによって経済的な損害が発生する割合は、下請取引より低い。【図表24、図表25】

【図表24】下請取引以外の取引における経済的な損害の発生頻度

（単位：％）

	ない	25% 未満	25%～ 50%	51%～ 75%	75%超
取引全体	87.4	11.4	0.5	0.2	0.5
大企業との取引	85.5	13.1	0.5	0.3	0.6
中小企業との取引	89.2	9.9	0.5	0.1	0.4
不明	88.1	10.1	0.9	0.6	0.3

【図表25】下請取引における経済的な損害の発生頻度

（単位：％）

	ない	25% 未満	25%～ 50%	51%～ 75%	75%超
取引全体	51.4	36.0	3.7	1.4	7.6
大企業との取引	54.3	33.7	3.0	1.6	7.4
中小企業との取引	49.1	37.8	4.2	1.2	7.7
不明	50.6	36.3	3.8	1.3	8.1

○ 懸念行為が生じている背景について①

- ・ 懸念行為発生の要因としては、①書面の交付を伴わない取引（12.3%）または交付しても仕様の不記載（46.1%）など内容が不明確な場合が多く、取引内容が曖昧であること【図表26】、②各業界固有の取引慣習により取引が規律されている面があることなどがあげられた。
- ・ 例えば、経済上の利益提供要請（協賛金等の負担の要請や従業員の派遣要請）については、発注企業と受注企業の双方ともに、取引慣習が要因であると認識しているものが多く、特に発注企業が小売業である場合において、その傾向が顕著であった。【図表27】

【図表26】発注内容の書面化の状況

（単位：%）

交付されている	86.6
交付されていない	12.3
その他	1.1

交付されている場合、発注書面に記載されている事項

発注内容	82.3
仕様	53.9
商品種類	67.7
単価	70.2
数量	73.8
納期	72.2
納入場所	67.9
納入方法	45.4
検収条件	37.8
代金請求方法	45.2
代金支払期日	60.0
支払方法	62.4
解約条件	38.0

【図表27】取引慣習が要因となっている懸念行為

（単位：%）

発生要因 行為の種類	取引全体		発注企業が小売業の場合		大企業との取引		発注企業が小売業の場合	
	取引先の都合によるもの	取引の慣習によるもの	取引先の都合によるもの	取引の慣習によるもの	取引先の都合によるもの	取引の慣習によるもの	取引先の都合によるもの	取引の慣習によるもの
不当な経済上の利益提供要請								
・ 協賛金等の負担の要請	4.3	8.1	5.8	17.8	6.0	11.0	7.1	22.7
・ 従業員の派遣要請	1.7	4.5	4.5	13.4	2.5	6.2	5.5	16.4

○ 懸念行為が生じている要因について②

- ・これらの結果、受注企業と発注企業のそれぞれが懸念行為の発生要因として考えている内容には、大きな認識ギャップが発生【図表28】（主に、お互いが相手方に帰責事由が存在するものと認識）しており、特に、「代金の支払遅延」、「代金の減額」、「返品」、「受領拒否」、「やり直し要請」においてそのギャップが大きい。【図表29】

【図表28】懸念行為が生じる理由

受注企業に起因するもの	(例) ・ 納入した商品に瑕疵（欠陥等）がある ・ 納入した商品が契約内容と異なる
発注企業に起因するもの	(例) ・ 発注企業がその顧客から発注を取り消される ・ 発注企業の利益確保
取引の慣習	

【図表29】発注企業（大企業）と受注企業（中小企業）との認識の差異

(単位：%)

＜代金の支払遅延の要因＞	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）からの請求書提出遅れ	54.3	14.9
受注企業（中小企業）の納入が納入日に間に合わなかった	23.9	
発注企業（大企業）の都合	16.2	52.7
＜減額の要因＞	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）が提供した商品・役務に瑕疵があった	63.6	21.3
発注企業（大企業）の利益になる	1.7	37.9
＜返品の要因＞	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）が提供した商品・役務に瑕疵があった	88.3	60.6
発注企業（大企業）がその顧客から発注を取り消された等、発注企業側の都合	4.1	20.8
＜受領拒否の要因＞	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）が提供した商品・役務に瑕疵があった	94.3	60.6
発注企業（大企業）がその顧客から発注を取り消された等、発注企業側の都合	4.3	37.1
＜やり直しの要請の要因＞	発注企業認識	受注企業認識
受注企業（中小企業）が提供した商品・役務に瑕疵があった	91.0	73.2
発注企業（大企業）がその顧客から発注内容のやり直しの要請を受けた等、発注企業側の都合	6.3	22.2

- 下請代金法において、汎用品などの下請取引以外の取引を、規制対象となっている下請取引と同様に取り扱うことについてどのように考えるか。
- 現行の下請代金法に基づく取締りの状況について、どのように評価するか。また、運用面で留意すべき点などはあるか。
- 業種別ガイドラインや相談体制等の下請代金法に基づく取締り以外の取引の適正化に向けた取組について、改善すべき点はあるか。
- 上記の点を踏まえつつ、実態調査の結果（P15～P21）について、どのように評価するか。例えば、懸念行為の発生要因としてあげられている、①書面の未交付、②取引慣習に対する規制のあり方について、どのように考えるか。